

# 宝塚市立図書館資料収集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宝塚市立図書館条例施行規則第7条に規定する資料の収集にあたって、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 宝塚市立図書館は、公共図書館の役割、市民の要求及び社会的な動向を踏まえて、市民の文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽等に資する資料を広く収集する。

(資料の選定)

第3条 資料の選定は、館長が指名する2名以上の職員で構成する図書選定委員会によって行い、これを館長が決定する。

2 選定にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」(社団法人日本図書館協会、昭和54年5月30日 総会決議)の内容等も踏まえて、以下の点に留意する。

- (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立った資料を広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場等にとらわれることなくそれぞれの観点にたった資料を広く収集する。
- (3) 図書館員の個人的な関心や好みによる選択を行なわない。
- (4) 個人、組織、団体からの圧力や干渉に屈したり、自己規制をしたりしない。
- (5) 選定、収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。

(収集資料の範囲)

第4条 収集する資料の範囲は、国内で刊行される資料を中心に、各分野にわたり広く収集する。

(資料別収集方針)

第5条 収集する資料の種類及び収集方針は次のとおりとする。

(1) 一般書

ア 一般書(大人向けの図書)は、市民の文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽等に資するため、基本的、入門的な図書のほか、必要に応じ、専門的な図書まで幅広く収集する。

イ ヤングアダルト向け図書は、中・高校生及びこの年齢層の興味・関心に留意し、教養・趣味・生活等に役立つものを広く収集する。

(2) 児童書

児童書は、子どもの健やかな成長に資する質の高いものを収集する。また、すべての子どもの興味や関心に応えられるよう、各分野にわたって幅広く収集する。

ア 絵本は、絵と文の調和がとれているなど、子どもの想像力を豊かに養うものを中心に収集する。

イ 文学は、長く読み継がれているものの他、現代の作品についても積極的に収集する。

ウ その他の分野については、最新の情報や研究成果が効果的に分かりやすく表現されたものを幅広く収集する。

(3) 参考図書

参考図書は、市民の調査研究のために必要な各分野の辞書、事典、年鑑、目録、書誌、地図等を幅広く収集する。

(4) 外国語資料

外国語資料は、多文化サービスの一環として、日本語を母語としない市民の人口、使用言語の頻度等に留意しながら、必要に応じて収集する。

(5) 郷土資料

ア 宝塚市及び宝塚市域内にある事物に関する資料は、図書、新聞、雑誌、行政資料、パンフレット、地図、写真等を網羅的に収集する。

イ 宝塚温泉及び宝塚歌劇など宝塚市を特徴づける事物に関する資料並びに手塚治虫など宝塚市に関係の深い人物に関する資料及び著作は、積極的に収集する。

ウ 兵庫県内の地方公共団体に関する資料は、主要なものを収集する。

(6) 行政資料

ア 宝塚市が発行する資料は、網羅的に収集する。

イ 兵庫県内の地方公共団体が発行する資料は、主要なものを収集する。

ウ 兵庫県外の地方公共団体及び公的機関が発行する資料は、必要に応じて収集する。

エ 政府諸機関が発行する資料は、主要なものを収集する。

(7) 視聴覚資料

ア 音声資料、映像資料は、市民の文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽等に資するもののうち、活字資料では代替できないものを中心に収集する。

イ 宝塚市に関係の深い事物・人物に関わるものは積極的に収集する。

(8) 視覚障がい者及び高齢者用資料

全ての市民が読書する権利を有するという観点に立って、視覚障がい者及び高齢者等の利用に供するため、点字図書、録音図書、大活字図書、拡大写本、さわる絵本等を収集する。

(9) 逐次刊行物

ア 新聞は、国内で発行される主要な全国紙を中心に、兵庫県内の地方紙、児童・青少年向けのものも含めて収集する。

イ 雑誌は、国内で発行される各分野の主要なものを中心に、児童・青少年向けのものも含めて収集する。なお、高度な専門雑誌及び娯楽雑誌については、利用度、必要度に応じて収集する。

ウ 年鑑、年報、白書は、一般書及び参考図書に準じて収集する。

エ 海外で刊行されている新聞・雑誌については、必要に応じて収集する。

(10) 聖光文庫資料

聖光文庫蔵書は、鉄斎美術館からの寄贈により構成され、その資料収集に関しては、別に定める「聖光文庫受入要綱」（平成 17 年 10 月 1 日施行）によるものとする。

(11) その他の資料

ア チラシ、パンフレット等は、宝塚市に関するもの等を必要に応じて収集する。

イ デジタル資料、電子図書については、時代の要請に応じてその都度検討する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる資料は、原則として収集しない。

- (1) 学習参考書、各種試験問題集及びテキスト類
- (2) 極めて高度な専門書・学術書
- (3) 形態上図書館での利用保存に適さないもの

(寄贈等による資料の収集)

第 6 条 資料の収集は、購入を基本とするが、寄贈等も必要に応じて活用する。その選定については第 2 条から第 5 条の規定を準用する。

2 選定の結果、不用とした寄贈資料については、資源の有効活用の観点から、公共施設及び市民等に対して、無償で譲渡するものとし、その取扱いについては、別に定める「宝塚市立図書館資料除籍要綱」（平成 25 年 9 月 1 日施行）第 5 条第 1 項から第 3 項及び第 5 項の規定を準用する。

(利用者からの資料要求の尊重)

第 7 条 利用者からの購入希望や、蔵書についての要望・批判については、蔵書構成に対する市民の参画意思の表明として受けとめ、図書選定委員会において検討を行い、収集及び適切な蔵書の構築にこれを活かすよう努める。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、資料収集に関し、統一的処理を要する事項については、館長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 宝塚市立図書館資料管理要綱（平成 11 年 11 月 1 日施行）は廃止する。